

阿賀野市規則第17号

阿賀野市財務規則の一部を改正する規則

阿賀野市財務規則(平成16年阿賀野市規則第55号)の一部を次のように改正する。

第63条第1項中「地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第158条」を「法第243条の2第1項」に改め、同条第3項及び第4項中「徴収等事務受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第63条の2を削る。

第63条の3を削る。

第76条中「令第161条」を「地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第161条」に改める。

第273条中「法第243条の2」を「法第243条の2の8」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。